平成17年度6月補正予算の編成について(通知)

当初予算の位置付けと「肉付け予算」の必要性

平成17年度当初予算は、本県財政が県民生活や県経済に及ぼす影響を勘案し切れ目のない行政を展開する必要があることから、継続事業を中心に年間所要額を計上する、いわゆる「骨格的予算」として編成され、政策的な事業については一部を除き未計上であるほか、普通建設事業などの事業についても一部留保しているところである。

このため、政策的な議論を深めながら、新しい県政の方向性と取組みを示すとともに、通年ベースの予算とするための政策的な「肉付け作業」が不可欠であり、6月補正予算を通じてこれを行うこととしている。

県財政の現状、中期見通し、課題

主要な一般財源である県税収入が景気動向や中小企業に特化した 産業構造などにより依然として低迷傾向にある一方、県債残高は、 バブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応した積極的な公共投資により 累増し、平成17年度末では予算規模の約1.7倍に達する見込 みであるほか、基金残高についても、過去において財源対策として 基金を活用してきたことから減少の一途をたどり、ピーク時(平成 4年度末)の約1/3となっている(いずれも平成17年度当初と 算べース)。また、県債残高の累増が公債費負担の増嵩を招くと もに、少子高齢化の進展を反映し社会保障関係経費も着実に増加し ており、本県財政は、財政構造が硬直化し、政策の自由度が低下し ている現状である。

さらに、向こう3年間の中期見通し(一定の前提に基づき推計)においても、大幅な県税収入の増加が見込めない中、公債費や社会保障関係経費などの義務的経費が増嵩し、加えてこれまでに整備された各種拠点施設やIT関係の維持管理経費などの固定的な経費のウェイトも高いことから、平成20年度には670億円から800億円程度の財源(収支)不足額が生じることが見込まれ、極めて厳しい財政状況となっている。

こうしたことから、社会・経済環境などの変化や地方分権時代を見据え、新しい県政の取組みを進めていくためには、県政全般の政策総点検とも相まって、その土台となるべき強固な財政基盤を確立するための「財政再建」が喫緊かつ重要な課題であり、前例にとらわれることなく思い切った行財政改革を積極的に進め、早急に歳出構造の抜本的な見直しを図る必要がある。

平成17年度6月補正予算は、別紙要領により編成することとしたので、すべての職員は、こうした本県の置かれている厳しい財政状況を深く認識し、的確に事務処理を図られるよう通知する。

予算編成事務処理要領

第1 基本的な姿勢

「財政再建」への道筋を視野に入れつつ、将来を見据え政策を重視した予算を編成

- (1) 本県財政の厳しい現状と中期見通しを踏まえ、本年度においても 現時点では県税収入や地方交付税などの主要な一般財源について確 たる見通しが立たない中、補正財源としての基金の取崩しや県債の 活用について慎重かつ厳しい姿勢で臨まざるを得ない状況であり、 6月補正予算を加えた通年ベースの予算規模においても、対前年度 (平成16年度)当初予算を上回ることはあり得ず、マイナス幅の 中での編成(実質的には4年連続のマイナス予算)を予定している こと。
- (2) 6月補正予算のみならず、9月補正予算及び平成18年度当初予算を見据え、政策の実現に向けた展望の中で、6月補正予算に計上すべき事業の位置付けを明確にするとともに、「肉付け予算」にふさわしい政策重視の予算として編成すること。
- (3) なお、6月補正予算を含め、今後における予算編成にあたっては、 従来にも増して政策と予算との連携・体系的整理及び県民の意見を 反映する仕組みを強化することとしていること。また、現在進めら れている県政全般の政策総点検における議論にも配慮すること。

(別紙「予算編成プロセスの見直しについて」参照)

第2 具体的な編成項目

- (1) 公約に掲げられた政策的な事業
 - ・ 政策のコンセプト・方向性(「活力」「安心」「自立」)に沿って公約に掲げられた政策的な事業について、新規又は早急に取り組むべきもの、あるいは可能なものについては積極的に計上する予定であること。
 - ・ なお、将来に向けて公約を実現するために必要な構想策定事業などについても含まれること。
- (2) 当初予算編成時に一部留保した事業
 - 当初予算編成時に一部留保した普通建設事業や中小企業制度融資 貸付金などについても、所要の肉付けを検討する予定であること。
 - ・ また、肉付けの検討にあたっては、厳しい財政状況を勘案しつつ 行うこととなるが、特に普通建設事業については、その財源となる 県債について安易な活用を避け抑制を図る必要があり、「財政再 建」とのバランスを考慮し慎重に事業規模を決定するものであるこ と。
- (3) その他早急に対応が必要な事業等
 - 当初予算編成後の状況変化により生じた新たな行政課題等に対し、 早急に対応が必要なものについても計上する予定であること。
 - ・ ただし、6月補正予算において真に計上すべき必要性のある事業 に限定することから、当初予算編成時に計上が見送られた事業につ いては、緊急性及び政策的観点から再度検討を加えることとし、単 に従前通りの安易な予算要求を繰り返すことは厳に慎むこと。